

令和7年度
第51回 四国スイミングクラブ対抗水泳競技大会

宿泊・昼食弁当 申込要項

拝啓

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この度、【令和7年度 第51回 四国スイミングクラブ対抗水泳競技大会】が“南国土佐”高知にて盛大に開催されますことを、心よりご歓迎申し上げます。

本大会開催にあたり、東武トップツアーズ（株）高知支店が、宿泊・昼食弁当の手配を担当させて頂くこととなりました。本大会の御成功、皆様のお越しを願い万全の体制でお待ち申し上げます。

敬具

■ **宿泊について** ※東武トップツアーズ（株）高知支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

宿泊日：2025年5月9日（金）、5月10日（土） 2泊

旅行（宿泊）代金は、お一人様1泊当たり税金・サービス料込みです。

（利用宿泊施設一覧）

宿泊施設名	部屋タイプ	朝食時間	食事条件	旅行（宿泊）代金	申込コード
高知プリンスホテル	和室 (3~8名/室)	6:45~	2食付	12,650円	A-①
			夕食付	11,550円	A-②
オリентホテル高知	シングル ツイン トリプル	6:00~	2食付	12,100円	B-①
			朝食付	9,900円	B-②
			夕食付	10,450円	B-③
松栄グループ <small>(松栄第二別館 または リバーサイド松栄) ※指定いただけません</small>	和室 (3~9名/室)	6:00~	2食付	10,450円	C-①
			朝食付	9,900円	C-②
			夕食付	9,900円	C-③
ホテル高砂	和室 (3~8名/室)	6:00~	2食付	11,000円	D-①
			朝食付	9,900円	D-②
			夕食付	9,900円	D-③
ホテルロスイン高知	シングル ツイン トリプル	6:00~	2食付	10,450円	E-①
			朝食付	9,900円	E-②

※最少催行人員1名 添乗員は同行いたしません。ご自身で宿泊手続きを行っていただきます。

※ご予約はお申込み順とさせていただきます。部屋数の都合上、御希望内容にてお取り出来ない場合はやむを得ず、他ホテルをご提案させていただく場合がございますので予めご了承ください。

※部屋タイプを指定してのお申し込みはいただけません、予めご了承ください。

※上記の朝食時間よりも早くスタートすることはできません、予めご了承ください。

※駐車場については直接施設へお問い合わせください。

・別紙旅行条件書を予め確認の上、申込書に上記申込コード等必要事項をご記入下さい。

■ **昼食弁当について** <お届け日 5月10日(土) ・ 5月11日(日)> ※旅行契約に該当しません。

※会場周辺には売店・レストラン・コンビニ等はあまりございませんので、お弁当をお勧め致します。

料金：1食 850円（お茶付き・税込）

・別紙申込書のお弁当個数欄に、ご希望日・お申込個数をご記入下さい。

■ **申込方法**

○別紙、旅行条件書をご一読の上お申し込み下さい。

○申込書に必要事項をご記入のうえ、4月14日(月)必着にてFAXをお送り願います。

○申込後、4月下旬頃迄にお申込関係書類及びご請求書をお送り致します。

○申込先は裏面をご参照下さい。

■ お申込後のご案内

○予約関係書類到着後、予約内容・請求書をご確認頂き、4月25日（金）までにご送金願います。

■ 変更・取消について

○お申し込み後の変更・取消はお早めにFAXにてお送り願います。

（トラブル防止上、電話にてのご依頼はご遠慮頂いております。）

なお、変更・取消のFAXは弊社営業時間内に着信したものを基準といたします。

○宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに下表の取消料を申し受けます。

※4月29日（火）は支店の休業日に当たするため、配宿回答書面にて休業日の連絡先をご案内致します。

○当日の変更及び取消につきましては、当社受付デスクあるいは直接宿泊施設にお申し出ください。

※ご宿泊当日12時までに取消連絡のない場合は無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

<宿泊の取消料>

取消日	旅行開始日の前日から起算して		前日	当日	旅行開始後、または無連絡
	10日目～3日目	2日目			
取消料	1,500円	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

<弁当の取消料>

取消日	利用日の2日前まで	利用日の前日以降
取消料	無料	100%

※旅行終了後、上記の取消料を差し引いてご返金させていただきます。

■ お申し込み・お問い合わせ先

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 高知支店

観光庁長官登録旅行業第38号

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員

〒780-0822 高知市はりまや町2丁目2番11号 AIG高知ビル7階

T E L 050-9002-5468

F A X 088-825-0170

営業日 平日（土日祝日休業）

営業時間 9:30～17:30

担当者 杉山（スギヤマ）



旅行業公正取引
協議会 会員

承認番号：客国25-054

総合旅行業務取扱管理者：山口正晃

※個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、当社及び大会事務局と共同利用させていただきます。

特定商取引法に基づく表記	
事業者	東武トップツアーズ株式会社
販売責任者	高知支店長 山口 正晃
本社所在地	〒131-0045 東京都墨田区押上一丁目1番2号
お問い合わせ先	高知支店 電話番号:050-9002-5468 メールアドレス:hayato.sugiyama@tobutoptours.co.jp 営業時間・定休日:平日9:30～17:30 土日祝日休業
商品の販売価格	お弁当 850円（お茶付き、税込価格）
商品以外の必要となる費用	消費税（販売価格に含む）、振込手数料（銀行振込）
お支払方法・お支払い時期	【お支払方法】 クレジットカード又は銀行振込
	【お支払時期】 2025年4月25日（金）までにお支払いください。

商品のお引き渡し時期・サービス提供の時期	2025年5月10日・5月11日
お申込み期間	2025年3月18日（火）から4月14日（月）まで
販売条件	当社が取り扱う大会専用の宿泊・お弁当申込要項よりお申込みを頂いた方
お申込みの変更及びお取消し、返品・交換・キャンセルについて	宿泊・お弁当申込要項をご確認ください。
欠陥・不具合等の取扱い	商品表示にある消費期間内にお申し出ください。商品（弁当・お茶）に不具合のあった場合は、交換または返金致します。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社高知支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『申込方法・支払方法について』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『変更・取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行の前日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞滞時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のため

に利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は2025年3月17日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



高知支店

高知市はりまや町2-2-11AIG 高知ビル7階



電話番号 050-9002-5468 FAX 番号 088-825-0170

営業日 平日（土・日・祝日は休業）

営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：山口 正晃

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)